

報告第 29 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和7年 9月29日	57,779円		令和7年7月23日午後4時20分頃、羽曳が丘9丁目22番付近において、公共施設循環福祉バスが北側から交差点に進入したところ、西側から交差点に進入してきた相手方車両の左後方部に当該バスの前部が接触し、双方の車両が破損したものの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を10%、相手方を90%とする。 (2) 本市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として上記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対するその余の請求権を放棄する。 (4) 相手方は、本市に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として269,300円を支払う。 (5) 本市は、相手方に対するその余の請求権を放棄する。
令和7年 10月6日	370,000円		令和7年8月19日午後3時10分頃、羽曳野市役所停留所において、駐車するために公共施設循環福祉バスを後退させた際、当該バスの後方に設置されていた可動式バリケードに接触したことにより、当該バリケードが倒れて相手方車両の右前方のドアに接触し、これを破損させたものの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として上記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対するその余の請求権を放棄する。